

第11章 助成と管理者制度

第1節 工場の適正配置及び集団化の促進

過密地域に生じている公害問題の除去を図り、併せて中小企業の振興と計画的な地域開発を推進するため、府では財団法人大阪府中小企業団地開発協会による中小企業団地造成事業を促進している。

平成4年度までの事業実績は表2-11-1のとおりである。

表2-11-1 財団法人大阪府中小企業団地開発協会による団地造成事業実績

団地名	枚方団地 (1号団地)	富田林団地 (2号団地)	柏原・羽曳野団地 (3号団地)	忠岡団地 (4号団地)
所在地	枚方市招堤ほか	富田林市中野町ほか	柏原市円明町ほか	忠岡町忠岡南3丁目 1514ほか
用途地域	工業専用地域 第2種住居専用地域	準工業地域、工業専用地 域(一部準工業地域)	北部：準工業地域、2種住専 南部：工業専用地域	準工業地域
用地選定	昭和37年3月	昭和42年1月	昭和43年6月	昭和58年10月
用地造成	39年11月～41年3月	54年4月～60年3月	46年1月～56年3月	59年5月～59年11月
用地分譲	40年7月～43年6月	56年4月～61年3月	47年4月～57年3月	60年3月～61年8月
面積	831,674 m ²	292,284 m ²	394,373 m ²	28,015 m ²

また、住工混在の解消など計画的な産業の立地を促進するために必要な資金を融資している。

平成4年度の事業実績は表2-11-2のとおりである。

表2-11-2 平成4年度産業立地適正化融資事業実績

貸付実績額	貸付利率	貸付件数	貸付期間
420,000(千円)	4.1%	5件	15年

注：貸付利率は平成4年4月1日現在のものであり、経済情勢の変化に伴い変動する。

第2節 中小企業に対する公害防止資金の融資

第1 公害防止資金特別融資

府では、中小企業における公害防止資金の円滑な融通を図るため、昭和36年度から中小企業公害防止資金特別融資制度を設けており、公害防止資金の融資及び利子補給により、中小企業者が行う公害防止施設の設置・改善・工場移転等の公害防止対策の促進に努めている。

なお、平成元年度から、低公害車の購入等について融資対象に加えた。

平成4年度の融資実績は、融資件数33件、融資金額7億7,300万円となっている（表2-11-3）。

表2-11-3 施設別融資実績の推移

(単位：千円)

施設別区分	63		平元		2		3		4	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ばい煙、ガス、粉じん処理施設	6	72,000	13	240,200	8	97,720	13	263,500	14	418,900
汚水処理施設	10	191,200	10	187,600	9	164,100	14	326,200	6	157,500
騒音・振動防止施設	11	146,700	5	137,900	5	44,340	9	326,100	3	140,000
産業廃棄物処理施設	2	31,000	3	32,400	2	42,500	3	103,900	1	15,000
低公害車	-	-	2	1,900	2	2,600	3	7,700	9	41,600
合計	29 (3)	440,900 (81,000)	33 (4)	600,000 (131,900)	26 (2)	351,260 (30,040)	42 (5)	1,027,400 (287,100)	33 (2)	773,000 (120,000)

(注) ()内は工場移転に係るものを示す。

第2 中小企業設備近代化資金等の貸付け

中小企業における設備の近代化あるいは企業構造の高度化を図るため、中小企業近代化資金等助成法（昭和31年法律第115号）及び中小企業事業団法（昭和55年法律第53号）に基づき、それぞれ中小企業設備近代化資金貸付制度、中小企業高度化資金貸付制度が設けられており、平成4年度における公害関係の貸付実績は表2-11-4のとおりである。

なお、中小企業高度化資金の公害関係の貸付けは、平成4年度は実績がなかった。

表2-11-4 中小企業設備近代化資金貸付実績（平成4年度）

(単位：千円)

区 分	件 数	金 額
汚水処理関係	1	18,295
産業廃棄物処理関係	3	33,871
大気汚染防止関係	0	0
合 計	4	52,166

第 3 節 公害防止技術指導等の実施

第 1 公害防止技術の指導

産業技術総合研究所においては、府下の中小企業を対象に公害防止技術についての相談、指導を実施し、中小企業における公害防止の徹底に努めた。

平成 4 年度におけるこれらの指導件数は表 2-11-5 のとおりである。

表 2-11-5 産業技術総合研究所における公害防止技術相談・指導件数（平成 4 年度）

	件数
大気汚染関係	10
水質汚濁関係	87
騒音・振動関係	260
産業廃棄物関係	120
環境技術一般	0
合計	477

第 2 環境計量証明事業関係事務の実施

計量検定所においては、計量法（昭和 26 年法律第 207 号）に基づき、環境計量証明事業の登録促進を図るとともに、関係行政機関、関係団体との連携を密にして、環境計測の適正化に努めている。

平成 5 年 3 月 31 日現在における環境計量証明事業の登録数は表 2-11-6 のとおりである。

表 2-11-6 環境計量証明事業登録数

（平成 5 年 3 月 31 日現在）

登録区分	登録数
濃度	88
騒音レベル	65
合計	153

第 4 節 特定工場における公害防止組織の整備

工場における公害防止組織の整備を図るため、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和 4 6 年法律第 107 号）に基づき、特定工場を設置している者は当該特定工場において公害防止に関する業務を統括する公害防止統括者、公害防止に関する業務を管理する公害防止管理者、公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者及びそれらの代理者を選任し、知事又は市町村長に届け出ることが義務付けられている。平成 5 年 3 月 3 1 日現在における府下 926 工場からの届出状況は表 2-11-7 のとおりである。

また、公害防止管理者等として必要な知識及び技能を習得させるため、同法第 1 2 条に規定する措置の一環として、これら公害防止管理者等を対象として大阪府公害防止管理者等研修会（第 2 0 回）を開催した。

表 2-11-7 公害防止統括者等の届出状況

（平成 5 年 3 月 3 1 日現在）

種類		届出数		
		統括者等	統括者等代理者	
公害防止統括者		683 (387) 人	623 (327) 人	
公害防止主任管理者		13 (3)	13 (3)	
公害防止管理者	大気関係	第 1 種	10 (1)	7 (1)
		第 2 種	59 (31)	47 (23)
		第 3 種	110 (35)	106 (33)
		第 4 種	228 (70)	206 (60)
	水質関係	第 1 種	11 (7)	7 (4)
		第 2 種	151 (79)	125 (59)
		第 3 種	15 (2)	18 (1)
		第 4 種	97 (16)	90 (15)
	騒音関係		260 (239)	134 (111)
	一般粉じん関係		97 (29)	77 (23)
	特定粉じん関係		20 (3)	13 (3)
	振動関係		281 (255)	141 (115)
	計		1,339 (767)	971 (448)
合計		2,035 (1,157)	1,607 (778)	

（注）（ ）内は、市町村長の権限に係るもので内数である。